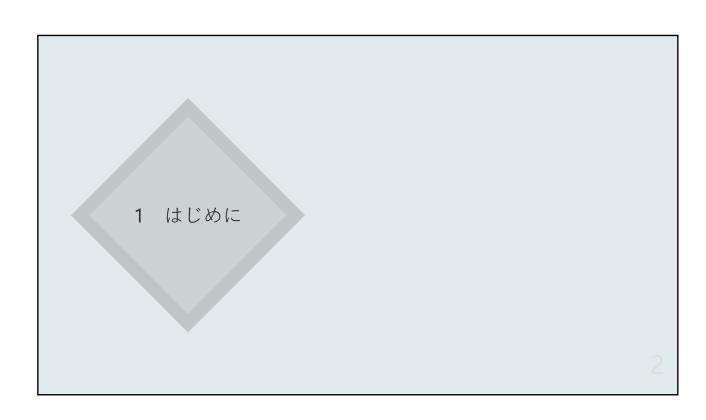
招待講演 1

自動運転に関する刑事責任 - 問題点と今後のあるべき方向性 -

中京大学法務研究科 教授中川法律経営事務所 弁護士中川 由賀





刑事責任 法的責任 行政責任 3

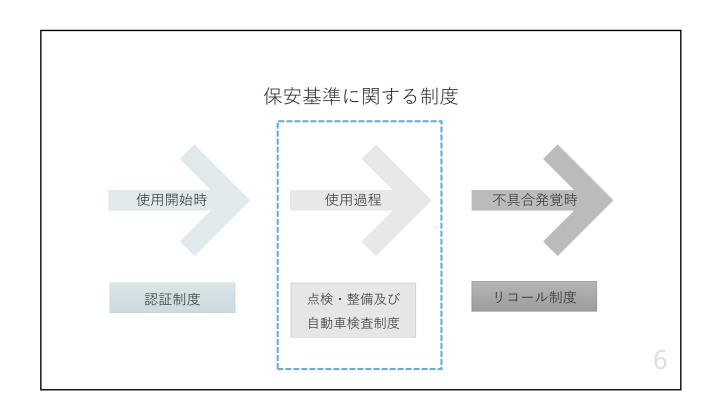
2 現在の刑事責任

自動車運転死傷行為等処罰法

ドライバーの刑事責任

道路交通法

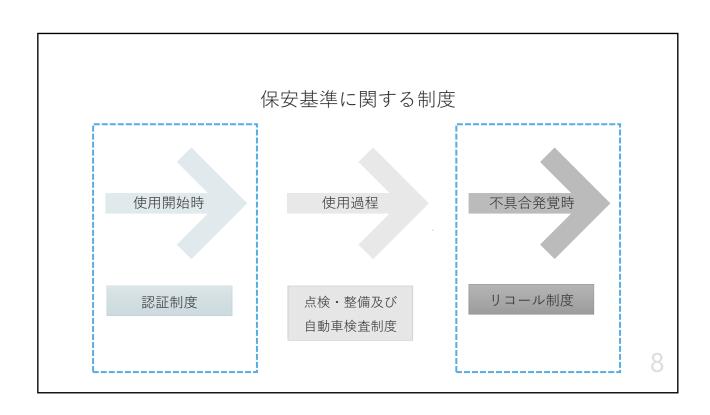
道路運送車両法



業務上過失致死傷罪

メーカーの刑事責任

道路運送車両法







過失責任の原則

法的責任を問うための要件として 過失を必要とすること

11

過失とは何か

過失

過失とは、犯罪事実の認識又は認容がないまま 不注意によって一定の作為・不作為を行うこと

不注意

不注意とは, 注意義務を怠ること

注意義務

注意義務とは,

結果予見可能性を前提とした結果予見義務と 結果回避可能性を前提とした結果回避義務

12

互敦史「交通事故捜査と過失の認定」より引用

交通事故時の法的責任

刑事責任

過失責任主義を貫いている

民事責任

過失責任主義を修正している

自動車損害賠償保障法, 製造物責任法

13

3-2 ドライバーの 刑事責任の変容

1 /

自動運転のレベル

	名称	定義	縦横方向 運動制御	物体・事象 検知と反応	万が一の 備え	運用設計 領域
0	手動運転	ドライバが全ての運転タスクを 行う。	ドライバ	ドライバ	ドライバ	なし
1	運転支援	システムによる横方向か縦方向 どちらかの持続的な制御。	ドライバ システム	ドライバ	ドライバ	制限あり
2	部分的 自動運転	システムによる横方向と縦方向 両方の持続的な制御。	システム	ドライバ	ドライバ	制限あり
3	条件付き 自動運転	全ての運転タスクをシステムが 実行。要求に応じてドライバが 適切に反応。	システム	システム	ドライバ	制限あり
4	高度 自動運転	限定条件下で全ての運転タスク をシステムが実行。 ドライバの反応を期待しない。	システム	システム	システム	制限あり
5	完全 自動運転	無条件で全ての運転タスクを システムが実行。 ドライバの反応を期待しない。	システム	システム	システム	制限なし

SAE: Taxonomy and Definition for Terms Related to Driving Automation Systems for On-Road Motor Vehicles J3016(2016) _ り関根道昭,平松金雄「国連自動運転分科会(ITS/AD)における自動運転技術の定義と国際基準化項目の検討状況」より引用

Level 0 手動運転

注意義務

注意義務を課し得る

過失

過失を問える

刑事責任

刑事責任を問える

Level 1 運転支援

注意義務

注意義務を課し得る

過失

過失を問える

刑事責任

刑事責任を問える

17

Level 2 部分的自動運転

注意義務

注意義務を課し得る

過失

過失を問える

刑事責任

刑事責任を問える

Level 3 条件付き自動運転(システム制御時)

注意義務

注意義務を課し得ない

過失

過失を問えない

刑事責任

刑事責任を問えない

19

Level 3 条件付き自動運転

(システムによる警告からドライバーによる制御までの間)

【警告時点で即対応しても結果回避不可能】 【警告時点で即対応すれば結果回避可能】

注意義務

注意義務を課し得ない

注意義務を課し得る

過失

過失を問えない

過失を問える

法的責任

法的責任を問えない

法的責任を問える

Level 3 条件付き自動運転(ドライバー制御時)

注意義務注意義務を課し得る

過失 過失を問える

刑事責任を問える

21

Level 4 高度自動運転(領域内のみ・システム制御時)

注意義務注意義務を課し得ない

過失 過失を問えない

刑事責任を問えない



注意義務

注意義務を課し得ない

過失

過失を問えない

刑事責任

刑事責任を問えない



実務上は

メーカー関係者が業務上過失致死傷罪で処罰される事例は 限定的

25

理由 1

刑事製造物責任は、民事製造物責任と比べて 法適用上も立証上も認められるハードルが高い

製造物責任における過失主義

刑事責任

過失責任主義を貫いている

民事責任

過失責任主義を修正している

27

製造物責任における責任主体

刑事責任

個人のみ

民事責任

個人だけでなく, 法人も

理由 2

結果予見可能性の認定が難しい

20

販売前の結果予見可能性

単純な製造物

結果予見可能性を認めやすい

複雑な製造物

結果予見可能性を認めにくい

販売後の結果予見可能性

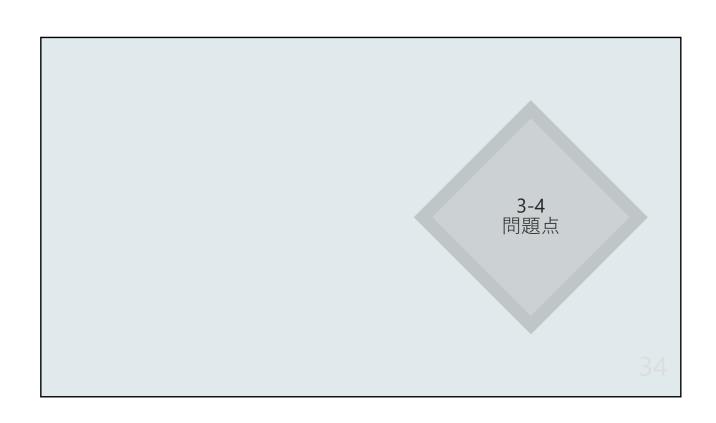
製造物の欠陥や危険性に対する認識が生じるような事情

31

理由 3

結果回避義務,結果回避可能性,因果関係 を認定することが難しい

因果関係を認めるためには 欠陥の認定が必要



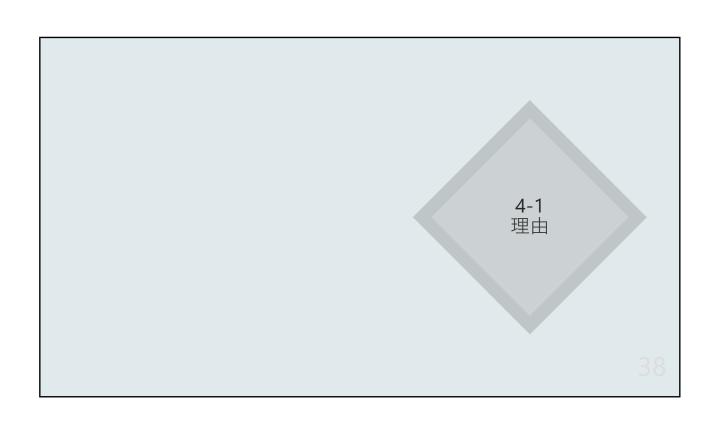


交通死傷事故が起きても 誰も刑事責任を問われないことに 社会的納得は得られるのか

画像提供: PIXTA **35**

4 今後のあるべき方向性

道路運送車両法の充実・活用



別の選択肢1

刑事責任の限界を受容し 民事責任による解決に委ねる

39

別の選択肢 1の問題点

- ・過渡期に社会的納得を得られない
- ・日本では、民事責任で、懲罰的責任を問えない

別の選択肢 2

自動車運転致死傷行為等処罰法・業務上過失致死傷罪 の処罰範囲を拡大する解釈・立法

41

別の選択肢 2の問題点

- ・過失責任の原則を貫く限り限界がある
- ・委縮効果のおそれがある

道路運送車両法の活用のメリット1

死傷結果についての過失を要件としないため 過渡期においても適正な処罰ができる

43

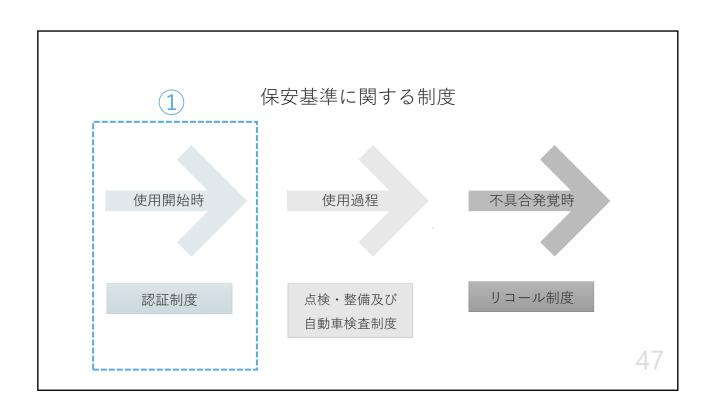
道路運送車両法の活用のメリット 2

要件が明確であり 委縮効果を抑えられる

道路運送車両法の活用のメリット3

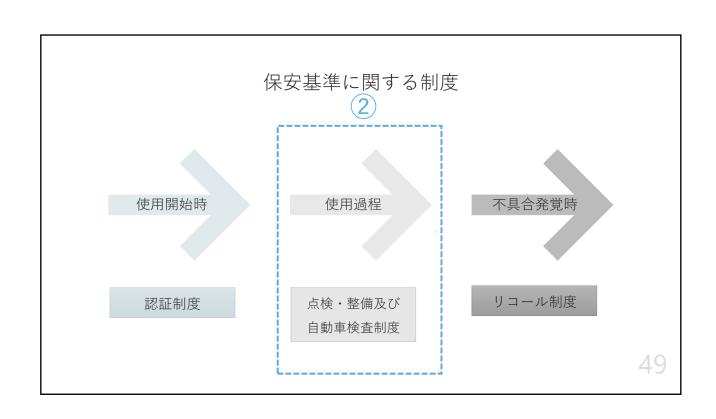
事後解決ではなく 事前防止を目指す





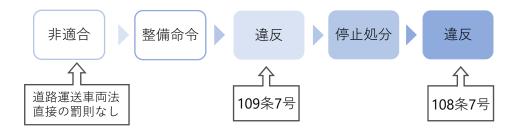
① 使用開始時の認証制度に関する罰則

行為	義務規定	罰則規定	行為者 法定刑	事業主(法人) 処罰規定の有無	事業主(法人) 法定刑
報告懈怠,虚偽報告 検査拒否,検査妨害,検査忌避 陳述拒否,虚偽陳述	75条の6 1項	106条の4	1年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金又は 併科	あり	法人:2億円以下の罰金 個人:300万円以下の罰金
(75条の6第1項に定めるもののほか) 検査拒否,検査妨害,検査忌避 陳述拒否,虚偽陳述	100条2項	110条 1項9号	30万円以下の罰金	あり	法人:30万円以下の罰金 個人:30万円以下の罰金
保安基準適合検査及び 完成検査修了証・交付の違反	75条4項	112条	30万円以下の過料	なし	なし



 行為	義務規定	罰則規定	行為者	事業主(法人)	事業主(法人)	
11 /10	我伤况足		法定刑	処罰規定の有無	法定刑	I
非適合車両の 運行供用禁止	40条 ~42条	直接の 罰則規定 なし	なし	なし	なし	
点検及び整備の義 務	47条	なし	なし	なし	なし	│ │
日常点検整備	47条の2	なし	なし	なし	なし	罰則なし
定期点検整備	48条	なし	なし	なし	なし	
無車検車両の 運行供用禁止	58条1項	108条1号	6月以下の懲役又は 30万円の罰金	あり	30万円以下の罰金	
整備命令違反	54条1項 54条の2 1項	109条7号	50万円以下の罰金	あり	50万円以下の罰金	◀ 罰則あり
停止処分違反	54条2項 54条の2 6項	108条2号	6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	あり	30万円以下の罰金	5

非適合車両の運行に対する罰則(道路運送車両法)



51

非適合車両の運行に対する罰則(道路交通法)

整備不良車両の運転の禁止 (62条,119条1項5号,同条2項,120条1項8号の2,同条2項,123条)

保安基準等非適合のため

「交通の危険を生じさせ,又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等」 《限定

軽車両以外

故意犯 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

過失犯 10万円以下の罰金

軽車両

故意犯 5万円以下の罰金 過失犯 5万円以下の罰金 ◀ 法定刑軽い

ドライバーが事故防止のために果たすべき役割の変化



ドライバー自身が 安全な運転をすること



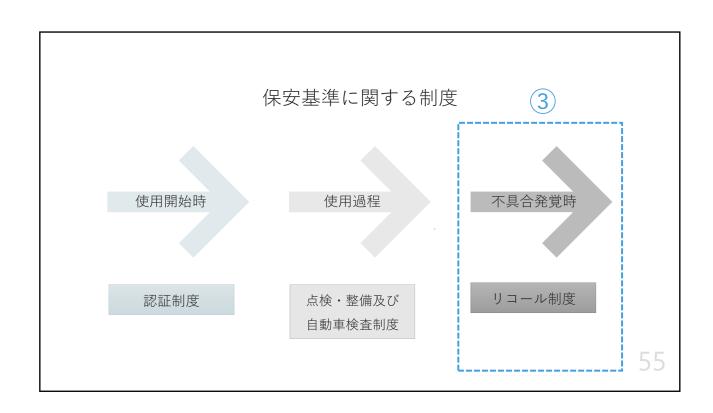
システムによる安全な運転 を担保すること

画像提供: PIXTA 53

使用過程の点検・整備及び自動車検査制度に関する罰則

	一 行為 	義務規定	罰則規定	行為者 法定刑	事業主(法人) 処罰規定の有無	事業主(法人) 法定刑	
	非適合車両の 運行供用禁止	40条 ~42条	直接の 罰則規定 なし	なし	なし	なし	
į	点検及び整備の義 務	47条	なし	なし	なし	なし	
	日常点検整備	47条の2	なし	なし	なし	なし	
į	定期点検整備	48条	なし	なし	なし	なし	
	無車検車両の 運行供用禁止	58条1項	108条1号	6月以下の懲役又は 30万円の罰金	あり	30万円以下の罰金	
	整備命令違反	54条1項 54条の2 1項	109条7号	50万円以下の罰金	あり	50万円以下の罰金	
	停止処分違反	54条2項 54条の2 6項	108条2号	6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	あり	30万円以下の罰金	

√ 罰則規定
の創設検討



③ 不具合発覚時のリコール制度に関する罰則

行為	義務規定	罰則規定	行為者 法定刑	事業主(法人) 処罰規定の有無	事業主(法人) 法定刑
改善措置命令違反	63条の2 5項	106条 <i>の</i> 4 1号	1年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又は併科	あり	法人:2億円以下の罰金 個人:300万円以下の罰金
改善措置の届出懈怠、虚偽届出	63条の3 1項 又は2項	106条の4 2号	1年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又は併科	あり	法人:2億円以下の罰金 個人:300万円以下の罰金
改善措置に関する 報告懈怠,虚偽報告 検査拒否,検査妨害,検査忌避 陳述拒否,虚偽陳述	63条の4 1項	106条の4 3号	1年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又は併科	あり	法人:2億円以下の罰金 個人:300万円以下の罰金
改善措置の実施状況に関する報 告懈怠	63条の3 4項	110条 1項3号	30万円以下の罰金	なし	法人:30万円以下の罰金 個人:30万円以下の罰金
					56

